

## NPO 法人川西スポーツクラブ 入会誓約事項

NPO 法人川西スポーツクラブ（以下「本クラブ」という。）は、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブであり、スポーツの振興を通じて地域社会の健全な発展と住民の豊かな生活の実現に寄与することを目的として活動しています。  
本クラブへの入会を希望される方は、本入会誓約事項（以下「本規定」という。）に同意のうえ、これを遵守するものとします。

### 第1条（入会資格および手続）

1. 入会を希望する者は、本クラブの趣旨および目的に賛同し、本規定ならびに指導者・役員の指示を遵守しなければなりません。
2. 奈良県内に在住、在勤または在学しており、反社会的勢力に関与していないことを条件とします。
3. 過去に本クラブより会員資格の喪失、または施設使用禁止処分を受けた方は入会いただけません。
4. 所定の入会申込書を提出し、手続きを行うものとします。未成年（18歳未満）の場合は、保護者が本規定に同意したものとみなします。

### 第2条（会費等の納入および不返還）

1. 会員は、年間登録費、教室登録費等、別に定める会費等を指定の方法および期限までに納入するものとします。
2. 一旦納入された会費等は、理由の如何を問わず返還いたしません。
3. 会費等の滞納がある場合、活動参加の停止または退会処分とする場合があります。

### 第3条（地域クラブ活動に関する特例）

1. 中学校部活動の地域展開に基づき実施する地域クラブ活動の活動対象は、週末（土曜日）の活動に限られます。
2. 平日の学校部活動、公式試合、大会への引率・同行等は、原則として本クラブの責任範囲には含まれません。
3. 地域クラブ活動に参加する中学生の年間登録費については、令和9年度までの暫定措置として受益者負担を免除します。ただし、それ以外の活動に参加する場合はおいては所定の費用が発生する場合があります。

### 第4条（健康管理および安全確保）

1. 会員は自己の健康状態を考慮して参加し、体調不良や怪我がある場合は参加を控えてください。
2. 感染症等の疑いがある場合や、学級閉鎖等の対象となっている場合は参加できません。
3. 本クラブが安全な活動が困難と判断した場合には、参加の見合わせや退場を求めることがあります。

### 第5条（事故・怪我への対応と保険）

1. 会員は、本クラブが指定するスポーツ安全保険に必ず加入するものとします。
2. 活動中の事故等については、当該保険の補償範囲内で対応し、約款に基づきます。
3. 応急的な対応は行いますが、その後の医療機関受診や帰宅後の対応、活動時間外の安全管理は本人または保護者の責任とします。
4. 本クラブは、故意または重過失がある場合を除き通常想定される範囲を超える損害について責任を負いません。

### 第6条（禁止行為およびハラスメントの禁止）

1. 他の参加者や指導者に対する迷惑行為、ハラスメント、暴力行為、差別的言動等の一切の不適切な行為を禁止します。
2. これらの行為が認められた場合、関係法令（令和8年施行の子ども性暴力防止法を含む）およびガイドラインに基づき、会員資格の停止または喪失等の厳正な措置を講じます。

### 第7条（施設および備品の利用）

1. 施設利用にあたっては使用時間を遵守し、清掃・整理を行い原状回復して引き継ぐものとします。
2. 故意または過失により施設・備品に損害を与えた場合は、損害賠償を請求することがあります。

### 第8条（情報の取扱い）

1. 個人情報：クラブ運営、保険加入、緊急時連絡等の目的範囲内で適切に管理・利用します。
2. 情報の共有：円滑な運営のため、必要に応じて行政機関や学校と会員・生徒の情報を共有する場合があります。
3. 肖像権：活動中に撮影した写真・動画等は、広報や記録を目的としてホームページ、SNS等は無償で使用することがあります。掲載に支障がある場合は事前にお申し出ください。

### 第9条（活動の中止・変更）

1. 天災地変、感染症の流行、官公庁の命令、その他主催者の関与し得ない事由により、事業の中止や休止、内容の変更を行うことがあります。

### 第10条（規定の変更）

1. 本規定は、社会情勢、法令改正、運営状況等により、必要に応じて変更または追加することがあります。

本規約等にご不明な点がある場合は、事務局までお問い合わせください。